

る試みとして京都方式と呼ばれる仕組みづくりを構築してきた。

具体的には捕獲後約2週間程度までの行動を映像で記録し、総合評価者へ報告する。その上で問題行動の修正や環境改善、性格を踏まえた譲渡先への条件設定を行い記録していく。譲渡については、トライアルを確実に実施し、譲渡希望者、保護犬ともに安心して暮らすことができるかの確認を行い、譲渡後も定期的な聞き取りをはじめ悩み相談を隨時受け取るなどの対応を行っている。

譲渡会は隨時行っているが、各種保護団体によって基準がさまざまであることから、同センターにおいては、センターで保護した犬猫のみを対象にしている。

#### (d)京都動物愛護センターについて

施設の詳細についてはパンフレット参照のこと。

自主財源を確保するため、屋外にあるドッグランのネーミングライツを行っている。また契約者がフード等を取り扱っているため保護動物の餌などの支援も受けられているという事だった。

運営の大半をボランティアが支援しており、捕獲した犬猫の世話等も積極的に支援されている様子が見受けられた。また玄関にあるPOPなども、そういったボランティアによって作られていると聞いた。



### 3. 今後の行動計画

ペットの同行避難について先進地事例を聞くことで、当市にどう活かすかのヒントを得られたと思う。また行政だけで対応するのではなく地域住民やペットの飼い主それぞれが理解を深めていく必要性も強く感じた。まずは広域避難所において同行避難をする場合の手順をどう計画していくのかを導入していくためにも、避難所ごとの運営マニュアルの作成が必要不可欠と思われる。

今後は災害支援の観点からも運営マニュアルの作成に対し声を上げていき、作成に対して初期の段階から同行避難や福祉的避難の在り方がマニュアルの中に盛り込めるよう行動していきたい。

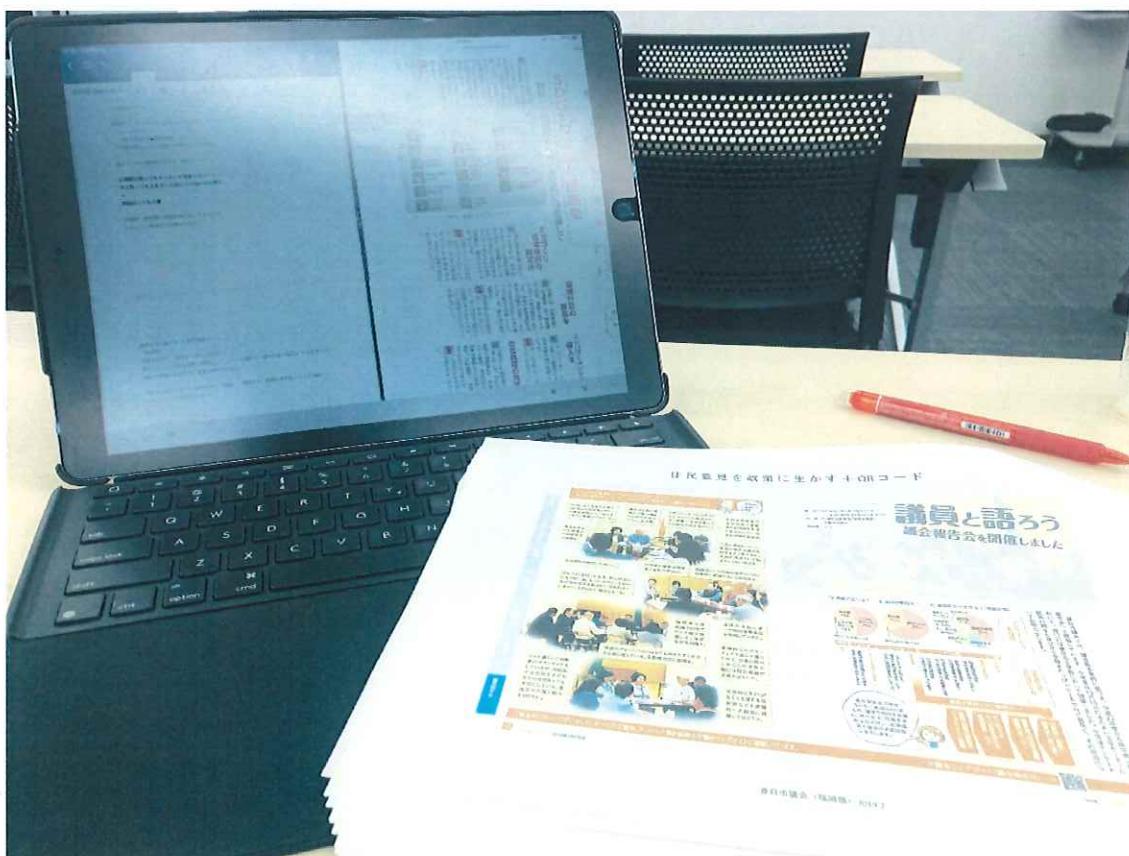
テーマ：議会のシティズンシップ教育と広報  
会 場：京都テルサ  
日 時：2019年8月8日 10:00～13:00  
講 師：エディター・広報アナリスト 吉村潔様

## 1. 研修・調査内容

現在自分が委員長を務める議会広報広聴特別委員会においても、学生（特に選挙権を有することになった高校生）に対して議会がどのようなかかわり方をしていけば関心を持つてもらえるかという課題に取り組み始めたところである。これまで行政や学校そのものがシティズンシップ教育を行ってきたが、政治の立場である議会からの働きかけが今後大切になるのではないかと思い受講したいと考えた。またタイトルにあるように、どのような広報が望まれるかなど先進地事例も参考にしたいと考えた。

## 2. 研修成果

広報誌については「読んでもらえないと始まらない！手に取ってもらえなければ出していないのと同じ」という一言が印象的であった。以下心に残った、東かがわ市議会にも取り入れたいと思った先進地事例の話や、講師のアドバイスを記載する。



（議員貸与のIPADを利用し、事例先の様子をweb検索しつつ、ノートに記録していく）

- ・議会が定期的に地域とかかわりを持つため、地域課題をテーマに意見交換会を実施
- ・参加や実施した後こそ大事。振り返りを必ず行うこと
- ・広報は写真→見出し→興味があれば内容の順で行く。テキストから始まることはない
- ・表紙やロゴを高校生に依頼することで、関心を持ってもらう。合わせて新しい感性での表紙がどんなものかを議員側も学ぶことができる
- ・高校の新聞部や写真部に逆に取材依頼をかけてみる
- ・高校生主導の意見交換会や、高校生モニターの導入
- ・紙やネットはツールであってミッションではない。大切なのは伝わっているかどうか
- ・紙は即時性、情報量に乏しいが誰もが見ることができる。ネットは即時性や情報量は多いが見ていない層も多い。大事なのは両方の組み合わせ
- ・議事を全て載せることは間違い。正確な情報は大切だが全てを載せるのが正確ではない
- ・大事な案件を選び伝えることも重要
- ・時系列に沿って見せる必要はない。見てほしい順番で構成することが大切
- ・視察の報告が感想で終わっていることが多い。記録は興味がない。大切なのは視察を踏まえ、何をどう変えていくのか、変えていくために何をどう分析したかといった、前に進む内容の記事が必要。
- ・ワークショップ方式での議会報告会・意見交換会が増えてきている。
- ・予算を報告するだけではなく、それについてのコメントを市民からもらい、一緒に掲載すると市民目線で見ることができる
- ・最初に盛り上がる記事を持ってくる
- ・これって議会だより？と思わせる仕掛けも時には重要（吊り広告風など）
- ・ページ構成はメリハリをつけて

### 3. 今後の行動計画

高校生とのかかわり方について学ぶ予定であったが、それ以上に議会と市民の間をつなぐ議会報告会、意見交換会の実施方法について学ぶことができた。当市では議会基本条例を策定し年一回以上議会報告会を開催することとなっている。この他にも第5条第3項「議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設けることができる。」とあることから積極的な意見交換の場作りを行っていきたいと考えている。

委員会の任期が2年間であるため、まずは今年度1つの形を実施し、翌年に大きく飛躍できるような仕組みづくりを委員会の中で諮り検討していきたい。